

市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について（報告）

1 維持管理の対応

倒木等の危険、通行障害、家屋等構造物接触、隣地越境、電線接触、危険樹高などに対して、維持管理の対応を行っています。

(1) 職員による対応

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、参道清掃等を27回行いました。

(2) 令和7年度鶴嶺八幡宮参道及び松並木剪定業務委託について

令和8年3月9日から令和8年3月19日にかけて、樹木の剪定を行いました（計22本）

【施工例（東側 No.8）】 剪定前



剪定後



(3) 歩道補修について

松の根上がりによる歩道損傷（インターロッキングの浮き上がりや陥没）が確認されたため、令和8年3月27日に6カ所の歩道損傷について補修を行いました。

【施工例（東側 No.14）】 施工前



施工後



2 保存に影響を及ぼす行為等への対応

(1) 車両の松への接触事故について

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、車両と松の接触事故が5件（切株への接触2件含む）発生しました。いずれも倒木につながる損傷ではありません。